

令和元年 第10回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年10月29日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第10回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第 5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について
- 日程第12 議案第 6号 農地利用集積円滑化事業規程の制定について
- 日程第13 議案第 7号 特定農地貸付規程の承認の取消しについて
- 日程第14 議案第 8号 特定農地貸付規程の承認について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 7番 狩野 善典 委員、 | 8番 大場 裕之 委員、 |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 16番 菅原 英俊 委員、 |
| | 18番 佐々木 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木 康則 会長 |

2 欠席委員 (1名)

- 17番 岩淵 弘 委員

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭 仁
事務局長補佐	阿 部	泰 憲
主幹兼農地農政係長	藤	広 実
農地農政係 主 査	千 葉	美 香
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
ただいまから、令和元年 第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、23名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号17番 岩渕 弘 委員から、所要のため欠席の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号14番 多田 仁一 委員、
議席番号15番 佐々木 吉司 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、10月3日から10月29日までに実施した事務・事業並びに10月30日から12月6日までに予定している事務・事業について、説明報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田1筆 5, 593㎡の内174㎡、畑2筆 14, 910㎡の内4, 578㎡、合計 20, 503㎡の内4, 752㎡、採草地にくぼみがあり排水不良となっていることから、盛土による耕作条件の改善を図り、完了後も採草地として牧草を作付する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る10月24日、議席番号3番 阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、そ

の結果の報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る10月24日に現地確認調査を行ってまいりました。

農地は、現在、草地として使われており、くぼみをなくすための条件改善ということで、詳細については、事務局から説明があったとおりでありますので、特に問題はないものと判断してきました。

以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から4番までの3案件、併せて4案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田1筆 5, 793㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田1筆 656㎡、

番号3番は、若柳地区の田4筆 3, 997㎡、

番号4番は、若柳地区の田1筆 87㎡、畑1筆 529㎡、合計 616㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の3案件、

以上、4案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田13筆 9, 698㎡、農業後継者へ贈与するため親子間による農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 929㎡、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 536㎡、8月の総会で空き家に付属する農地指定を受けた案件となっており、隣接宅地と一体購入し、自家野菜畑として利用するための所有権移転売買の1案件、

番号3番は、一迫地区の田2筆 2, 033㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号4番は、一迫地区の田13筆 14, 294㎡、相手方の要望による貸借権設定の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る10月23日、議席番号2番 大黒 昭夫 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 小原 公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請について、去る10月23日に書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から4番までの詳細については、事務局から説明があったとおり、親子間の贈与、財産処分による売買、労力不足による売買や賃貸借となっており、許可にあたっては、審査要件であります全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しましたので、審議の程よろしくをお願いします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から9番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田4筆 1, 150㎡

番号6番は、若柳地区の畑1筆 764㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号7番は、若柳地区の田13筆 9, 698㎡、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の1案件、

番号8番は、若柳地区の田18筆 7, 559㎡、農業者年金継続受給に係る、親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号9番は、金成地区の田3筆 2, 879㎡、経営規模拡大による親戚からの所有権移転贈与の1案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る10月24日に書類審査等を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足による売買や親子

等での贈与となっており、内容的にも特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番及び11番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号10番は、栗駒地区の田15筆 11, 211.58㎡、畑1筆 50㎡、合計 11, 261.58㎡、

番号11番は、栗駒地区の田7筆 7, 367㎡、いずれも、親子間の経営継承による農業後継者への所有権移転贈与の2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る10月24日、議席番号4番 吉田 優俊 委員、農地利用最適化推進委員の伊藤 重行 委員 及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

農地法第3条許可申請について、去る10月24日に書類審査を行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、2件とも経営継承による親子間の贈与であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、平成31年1月11日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、志波姫地区の田2筆 2, 742㎡の内 1, 312㎡を業務用地として転用し、申請者が経営している会社の事業拡大に伴い、既存の資材置場を拡張造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

農地法第4条許可申請について、去る10月24日に現地を見てまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりであり、現地を見ますと、宅地続きの転作田となっており、許可にあたっては、意義が無いものと判断してきましたので、ご審議

の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番と番号2番は同一事業案件で、

番号1番は、築館地区の田2筆 467㎡、畑1筆 516㎡、合計 983㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 171㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、お寺檀信徒の駐車場及び通路として整備するものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内であることから第3種農地に該当するが、もう既に一部を駐車場として利用している形跡が見受けられることから、始末書の提出をいただいている旨の2案件、

番号3番は、築館地区の田1筆 4, 210㎡の内 300.40㎡、使用貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、KDDI携帯無線基地局建設工事に伴う資材置場及び作業ヤードとして一時的に使用するものであり、農地区分は、農新農用地区域に該当するが、携帯電話無線基地局建設工事に係る一時転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号4番は、高清水地区の畑1筆 286.69㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、水道・下水道管の沿道の区域であって、概ね500m以内に教育施設、医療施設の公共的施設が存する、第3種農地である旨の1案件、

番号5番は、高清水地区の畑1筆 401㎡、この案件は、令和元年7月31日付けで農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、使用貸借権設定により母から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 大黒 昭夫 委員から報告願います。

2番 大黒 昭夫 委員

議案3号につきましては、去る10月23日に書類審査後現地確認を行ってまいりました。

番号1番、2番は同一案件で、お寺壇信徒の駐車場及び通路として整備するというもので、現在の駐車場を拡幅整備するというものであります。周りに与える影響もなく、特に問題はないものと判断してきました。

番号3番は、携帯無線機基地局建設に伴う資材置場や作業ヤードの一時使用ということであり、付近には1件の民家しかなく、特に問題はないものと判断してきました。

番号4番は、住宅及び駐車場を建築造成するというもので、水道管や下水管が埋設されている住宅地の中にある農地となっておりますので、特に問題はないものと判断してきました。

番号5番は、住宅及び駐車場を建築造成するというもので、先に農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件でありますので、特に問題はないものと判断してきました。

以上、5案件について報告します。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号1番、2番の案件について、私もここを利用したことがあるが、現状はもう既に駐車場として使用されているようである。始末書の提出をいただいている案件ということですが、今回申請のあった場所すべてが、もう既に通路、駐車場として利用されているのか伺う。

また、今回の申請については、出入り口に係る部分が申請されていないが、もう既に転用の許可をとってあるのか伺う。

議長

はい、事務局説明。

事務局

今回申請のあった場所の一部については、もう既に駐車場として利用されているが、段差のある場所については、畑として利用されております。このことから、今回の申請は、畑として利用されていた部分に敷き砂利等を施し、駐車場及び駐車場内の通路として一体的に整備する計画となっております。

また、出入り口に係る部分については、農地ではなく雑種地となっておりますので、転用の許可の必要がない土地であります。

議長

よろしいですか。はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

出入り口に係る部分は雑種地であるという説明であったが、この雑種地すべてが通路として利用されているのか、駐車場としては使わないのか伺う。

議長

はい、事務局説明。

事務局

雑種地については、一部が出入り口の通路、一部が駐車場と利用されているが、転用許可が不要な雑種地でありますので、特に問題はないものと捉えています。

議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から8番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の畑1筆 370㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、社員寮の隣接地に建築用資材置場造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途指定地域内であることから第3種農地に該当する旨の1案件、

番号7番は、若柳地区の田1筆 1,140㎡、畑2筆 1,655㎡、合計2,795㎡を、使用貸借権設定により母から借り受け、業務用地として転用し、花き生産用の農業用施設であるビニールハウス設置するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、農業用施設であるビニールハウスを設置するものであることから不許可の例外規定で取り扱うが、もう既にビニールハウスを設置されていることから、始末書の提出をいただいている旨の1案件、

番号8番は、志波姫地区の田1筆 520㎡を、使用貸借権設定により父から借り受け、住宅用地として転用し、住宅及び物置、駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしているころを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

去る10月24日に現地を確認してまいりました。

番号6番は、現在誰も住んでいない住宅を購入し、社員寮として使用しながら、その宅

地に隣接する、何も作付けされていない畑を資材置場として利用するというものであり、許可にあたっては、致し方ないものと判断してきました。

番号7番は、もう既に農業用施設であるビニールハウスが建っておりました。旧若柳町において最初に農業法人を立ち上げた方で、その当時は、現状変更届も何も提出せず建てられたようであります。今回は、始末書の提出をいただきながらの申請でありますので、許可にあたっては、異議がないものと判断してきました。

番号8番は、志波姫伊豆野町の町並みに隣接している田であり、西側隣接地にも住宅が建っておりますので、許可にあたっては、異議がないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号7番の案件について、これからハウス内にコンクリートを布設するというのであれば、転用の許可は不必要な案件と思われるので疑問に思いました。今回の申請は、もう既に、コンクリートの基礎で建てられたハウスに対する申請なのか、その辺をもう少し詳しく説明していただきたい。

議長

はい、事務局説明。

事務局

農業用ハウス等を農地に設置するにあたっては、内部を全面コンクリート張りにしても農地転用に該当しないものでありますが、今回の申請は、参考資料の平面図・立面図でもわかるように、20年前に建てられた、たたきや通路がコンクリート敷きの農業用施設の底地の地目を変更するための申請であり、許可権限者であります県と相談し、非農地証明扱いではなく、遡って転用の許可を取り、地目変更すべきとの指導があったことから、始末書の提出をいただき、今回の申請となったものであります。

議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番及び番号10番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号9番は、栗駒地区の田1筆 881㎡を、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、市が発注した水路整備工事の現場事務所及び資材置場として使用するものであり、農地区分は、農振農用地区域に該当するが、水路整備工事に係る一時転用である旨の1案件、

番号10番は、栗駒地区の田3筆 5,530㎡を、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、メガソーラー宮城栗原発電所建設工事に伴う現場事務所及び資材置場として使用するものであり、農地区分は、農振農用地区域に該当するが、メガソーラー建設工事に係る一時転用であるが、面積が3,000㎡を越える案件となることから、県の常設審議会にて意見を聴取する旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号4番 吉田 優俊 推進委員から報告願います。

4番 吉田 優俊 委員

去る10月24日に栗駒総合支所において机上による書類審査、その後、現地確認調査を行ってまいりました。

番号9番、10番の案件は、工事に伴う一時転用の案件であり、

番号9番は、何も作付けされていない転作田に鉄板を敷き、現状のまま使用するというものであり、隣接地も転作田となっていましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

番号10番は、今回申請のあった場所とメガソーラーを設置する場所を確認してまいりました。メガソーラーは、山林をけずった場所への設置となりますが、近くには資材置場等の適地もなかったことから、今回の申請場所になったということでもあります。今回の申請場所及び隣接地は、何も作付けされていない転作田となっており、また、隣接者からの同意も得ているとのことでありますので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

長（会長）

ここで、午後 2時50分まで休憩とします。

（休憩 午後 2時35分から2時50分まで）

議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。（午後 2時50分）

日程第10、議案第4号 非農地証明願について、を議題とします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の畑1筆 123㎡、願出地は、農業機械が入れない耕作不便地なため、先代の昭和55年10月頃から耕作できずにいたところ、山林化してしまい現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

非農地証明願について、去る10月24日に現地を確認してきました。
現地は、雑木が生い茂り山林化しているような状況であり、農地に戻すことは不可能と見てまいりましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第4号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。
よって、日程第10、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長

日程第11、議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止についてから日程第14 議案第8号 特定農地貸付規程の承認についてまでの4議案については、農業委員会等に関する法律第31条の規程による委員の議事参与の制限に該当する案件となりますので、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者は、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時54分、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時55分）

お諮りいたします。

日程第11、議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について、及び日程第12、議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の制定についての2議案は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について、及び日程第12、議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の制定についての2議案は、一括議題とします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第5号及び第6号は、栗原市長から意見を求められたものであり、

議案5号は、令和元年7月1日付けで栗っこ農業協同組合が合併し、新みやぎ農業協同組合が設立されたことに伴い、栗っこ農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程を廃止するもの、

議案6号は、令和元年7月1日付けで栗っこ農業協同組合が合併し、新みやぎ農業協同組合が設立されたことに伴い、新みやぎ農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程を制定するもの、

以上、2議案を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について、及び議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の制定についての2議案は、原案を可とすることに、ご異議ありませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の廃止について、及び日程第12、議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の制定についての2議案は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

お諮りいたします。

日程第13、議案第7号 特定農地貸付規程の承認の取消しについて、及び日程第14、議案第8号 特定農地貸付規程の承認についての2議案は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 特定農地貸付規程の承認の取消しについて、及び日程第14、議案第8号 特定農地貸付事業規程の承認についての2議案は、一括議題とします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第7号は、令和元年7月1日付けで栗っこ農業協同組合が合併し、新みやぎ農業協同組合が設立されたことに伴い、栗っこ農業協同組合の特定農地貸付規程の承認を取り消すものであり、現在、栗っこ農業協同組合による特定農地いわゆる市民農園が無い旨を、

議案第8号は、令和元年7月1日付けで栗っこ農業協同組合が合併し、新みやぎ農業協同組合が設立されたことに伴い、新みやぎ農業協同組合の特定農地貸付規程を承認するも

のであり、今後新たに特定農地いわゆる市民農園の申請があった場合は、農業委員会で審議する旨、

以上、2議案を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

議長

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

先ほどの議案第5号及び議案第6号は、新みやぎ農業協同組合に関する市町の農業委員会で審議される案件と考えられるが、議案第7号及び第8号も同様に、新みやぎ農業協同組合に関する市町の農業委員会で審議される案件であるのか伺う。

議長

はい、事務局説明。

事務局

はい、そのとおりであります。

議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 特定農地貸付規程の承認の取消しについて、及び議案第8号 特定農地貸付規程の承認についての2議案は、原案を可とすることに、ご異議ありませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 特定農地貸付規程の承認の取消しについて、及び日程第14、議案第8号 特定農地貸付規程の承認についての2議案は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、新みやぎ農業協同組合長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 3時04分、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時05分）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第10回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時05分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員